

須坂市農業委員会 令和3年2月総会 議事録

- 1 招集 令和3年2月26日(金) 午後2時15分
- 2 開会 令和3年2月26日(金) 午後2時15分
- 3 閉会 令和3年2月26日(金) 午後3時44分
- 4 場所 須坂市市役所 305会議室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤稔	〃	17番	春原等
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原博	〃	18番	中村嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	10番	小林昇	〃	19番	櫻井清一
〃	4番	返町惇	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前清孝
〃	5番	小林郁雄	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤敏志

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第20号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会2月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 新型コロナ禍の中で大変なところ、また剪定作業等でお忙しい中、2月総会にご出席いただき、大変ご苦労様です。
本日の会議につきましては議案書にもございますとおり、インター周辺の開発関係の重要案件もございますので、慎重審議をお願いするとともに、議事がスムーズに進

行しますようご協力をお願いします。

2月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、4番返町惇委員、5番小林郁雄委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第35号の「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数4件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、地区担当の推進委員さんで補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番

No.2の譲受人ですが、かなりの高齢で労力を見ますと2人となっていますが、もう一人は若い方でしょうか。

事務局

義理の息子さんで将来的には経営を引き継ぐとのことでした。

議長

ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、採決を行います。議案第33号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第35号の4件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第36号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第36号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第36号の1件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第37号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数6件を議題といたします。

なお、最初に議案第37号のNo.1からNo.2の2件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

13番

No.2ですが、譲受人は市外に住んでいますが、義理の父母の面倒をみるため、隣接地に住宅を建設するということですのでよろしくお願いいたします。

議長

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

以上で説明が終了しました。

議長

これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第37号のNo.1からNo.2の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さ

んは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 37 号のNo. 1 からNo. 2 の 2 件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第 37 号のNo. 3 からNo. 4 の 2 件について、審議いたします。

この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号 3 番委員の退席をお願いします。

なお、議決後は着席を認めます。

また、本案件は、重要議案でもありますので、事務局からの一括説明後、採決は、案件ごとに個別でとるものとします。

採決の方法ですが、意見可、意見否、審議保留で採決します。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

15 番

この案件につきましては農振除外等でご審議いただいた案件です。本来であれば、もう少し早い段階で申請するはずでしたが、新型コロナの影響により地権者との交渉が遅れ気味だったためこの時期になったとのこと。また、ブドウ棚の撤去や樹木の伐採も進みつつあって 4 月から道路整備も含めて本格的な工事に入るとのことです。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番

No. 3 と 4、次の No. 5 と 6 の地域経済牽引事業の事業者の関係性について教えてください。

事務局

No. 3 と 4 の事業主はそれぞれの転用事業者となります。造成については No. 5 と 6 の事業者が一括で進めていくこととなります。

5 番

造成については No. 5 と 6 の事業者が進めるということですね。

事務局

そのとおりです。最終造成と建設工事はそれぞれの転用事業者となります。

5 番

具体的な建物配置や水路や道路とか、もう少し資料を添付した方が良いのではないですか。また、改良区の同意とかはどうなっていますか。

事務局

土地改良区の同意は全筆添付されています。

図面につきましては、これ以上は出せないとのこと。また、県の開発許可につきましてもあくまでも造成工事の開発許可として同様なものを添付しているとのこと。

8 番

ここではどんなものを製造するのか、あと、従業員をどの位雇用するのかわかったら教えてください。

事務局

(議案書説明欄により説明)

議長

推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

最初に、議案第 37 号の No. 3 の 1 件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、意見否と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、審議保留とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

意見可と決定するに賛成の農業委員さん 12 人、意見否と決定するに賛成の農業委員さん 0 人、審議保留とするに賛成の農業委員さん 0 人です。

よって、議案第 37 号の No. 3 の 1 件は、意見可に決定しました。

議長

次に、議案第 37 号の No. 4 の 1 件について、「意見可と決定」するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、意見否と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、審議保留とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

意見可と決定するに賛成の農業委員さん 12 人、意見否と決定するに賛成の農業委員

さん0人、審議保留とするに賛成の農業委員さん0人です。

よって、議案第37号のNo.4の1件は、意見可に決定しました。

それでは、3番委員の着席を認めます。

議長

次に、議案第37号のNo.5からNo.6の2件について、審議いたします。

なお、本案件につきましても、事務局からの一括説明後、採決は、案件ごとに個別で採決します。

事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

以上で説明が終わりました。

議長

これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

12番

確認ですが、観光誘客施設用地の地権者全員ということによろしいですか。

事務局

そのとおりです。

5番

転用面積はこの面積でよろしいですか。

事務局

面積につきましては各筆の合計ですので議案書のとおりとなります。別にお配りしている資料の面積は実測によるものですので若干差が生じています。

5番

農振除外したときの面積と違うのはなぜですか。

事務局

インター線沿いの農地など白地の農地ですので、今回の転用面積と除外面積とでは差が生じています。

議長

推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第37号のNO.5の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

意見否と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、審議保留とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

意見可と決定するに賛成の農業委員さん13人、意見否と決定するに賛成の農業委員さん0人、審議保留とするに賛成の農業委員さん0人です。

よって、議案第37号のNo.5の1件は、意見可に決定しました。

次に、議案第37号のNo.6の1件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、意見否と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、審議保留とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

意見可と決定するに賛成の農業委員さん13人、意見否と決定するに賛成の農業委員さん0人、審議保留とするに賛成の農業委員さん0人です。

よって、議案第37号のNo.6の1件は、意見可に決定しました。

議長

次に、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数44件を議題といたします。

最初に、議案第38号のNo.1からNo.13の13件について、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議長

議案第38号のNo.1からNo.13の13件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 38 号のNo.1 からNo.13 の 13 件については決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 38 号のNo.14 からNo.26 の 13 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようですのでこれより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 38 号のNo.14 からNo.26 の 13 件について決定とするに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 38 号のNo.14 からNo.26 の 13 件については決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 38 号のNo.27 からNo.36 の 10 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第 38 号のNo.27 からNo.36 の 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 38 号のNo.27 からNo.36 の 10 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 38 号のNo.37 からNo.44 の 8 件について、審議いたします。
事務局の説明を願います。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
推進委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
農業委員さんで質疑意見はございませんか。
推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第議案第 38 号のNo.37 からNo.44 の 8 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第議案第 38 号のNo.37 からNo.44 の 8 件については、決定とすることに決しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。

報告第 20 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件、
報告第 21 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件について、事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

この件についてご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これもちまして、2月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。